

平成24年度難病患者の在宅支援研修会

日時：平成24年11月22日（木）

午後1～4時

場所：千葉県東葛飾合同庁舎6階第1会議室

次 第

- | | | |
|------|---|-------|
| 1 挨拶 | 千葉県松戸健康福祉センター（松戸保健所）
健康生活支援課 課長 小俣 勇 | 13:00 |
| 3 内容 | | |
| (1) | 「特定疾患治療研究事業と介護保険制度等の関係」
「介護職員等の喀痰吸引等の医療行為について」
講 師 千葉県健康福祉部疾病対策課アレルギー・難病対策室
給付班長 福田 浩子 | 13:05 |
| | — 休 憩 — | 13:50 |
| (2) | 「ALS患者と家族に対するケアマネージャーの役割と支援のあり方」
講 師 訪問看護ステーションかがやき 所長 小川 直子 | 14:00 |
| (3) | 「筋萎縮性側索硬化症（ALS）の基礎知識～疾患と治療～」
講 師 東京慈恵会医科大学付属柏病院 神経内科部長 栗田 正 | 15:00 |
| 4 閉会 | | 16:00 |



更新日: 平成24(2012)年11月1日 [印刷](#)

介護職員等の喀痰吸引等の医療行為について

[介護職員等の喀痰吸引等の実施に伴う認定特定行為業務従事者認定証の発行について](#)

[介護職員等の喀痰吸引等の実施に伴う登録特定行為事業者の登録について](#)

[千葉県喀痰吸引等研修登録要綱による研修機関の登録について](#)

介護職員等の喀痰吸引等の実施に伴う登録特定行為事業者の登録について

関連リンク

現在、情報はありません。

自らの事業の一環として、たんの吸引等の業務を行う者は、事業所ごとに都道府県知事に登録が必要です。

1 登録特定行為事業者一覧

[介護保険施設・事業所\(介護老人保健施設を除く\)\(エクセル: 87KB\)](#)

[介護老人保健施設\(エクセル:32KB\)](#)

[障害福祉サービス事業所\(エクセル:35KB\)](#)

[上記以外の事業所\(エクセル:46KB\)](#)

※ 現在、手続中の事業者もあります。

2 申請様式

登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録申請書

→ [ダウンロード\(ワード:49KB\)](#)

設置者が法人である場合、法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書。個人の場合は住民票の写し。

認定特定行為業務従事者氏名

→ [ダウンロード\(エクセル:41KB\)](#)

社会福祉士及び介護福祉士法第48条の4各号に該当しないことを誓約する書面

→ [ダウンロード\(ワード:38KB\)](#)

登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録適合書類

→ [ダウンロード\(ワード:57KB\)](#)

上記登録適合書類にて「該当書類」に記載した書類及び、その他関連する資料

適合書類について

適合書類については下記「適合書類について」を御確認のうえ、必要に応じ参考様式を御活用願います。

[適合書類について\(ワード:43KB\)](#)

参考様式1 [医師の指示書\(ワード:48KB\)](#)

参考様式2 [連絡体制・連携体制表\(施設\)\(ワード:34KB\)](#)

参考様式3 [連絡体制・連携体制表\(在宅\)\(ワード:35KB\)](#)

参考様式4 [喀痰吸引等業務計画書\(ワード:49KB\)](#)

参考様式5 [実施報告書\(ワード:48KB\)](#)

参考様式6 [業務方法書\(施設\)\(ワード:35KB\)](#)

参考様式7 [業務方法書\(在宅\)\(ワード:40KB\)](#)

参考様式8 [同意書\(ワード:35KB\)](#)


参考様式9 [ヒヤリハット・アクシデント報告書\(ワード:64KB\)](#)

参考

[喀痰吸引等の提供について\(具体的なイメージ\)](#) [印刷](#)

[医師の指示について\(診療報酬における取扱い\)](#) [印刷](#)

[喀痰吸引等の提供に関する参考様式について](#) [印刷](#)

(参考)介護報酬/障害福祉報酬の取扱い 

更新、変更等の書式

登録更新申請書(実施する医療行為の追加)→ [ダウンロード\(ワード:44KB\)](#)
変更登録届出書(その他の変更)→ [ダウンロード\(ワード:48KB\)](#)
登録辞退届出書→ [ダウンロード\(ワード:43KB\)](#)

3 提出及び問い合わせ先

下記の各担当課に持参又は郵送願います。

(保険指導課については持参のみの受付となります)

〒260-8667(県庁直通番号)

千葉市中央区市場町1-1

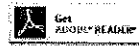
介護保険施設・事業所(介護老人保健施設を除く)
→保険指導課(県庁12階) 電話043-223-2386
介護老人保健施設
→医療整備課(県庁13階) 電話043-223-3879
障害福祉サービス事業所
→障害福祉課(県庁12階) 電話043-223-2336
上記以外の事業所
→健康福祉指導課(県庁13階) 電話043-223-2606

関連情報

[千葉県登録喀痰吸引等事業者\(登録特定行為事業者\)登録要綱 \(PDF:61KB\)](#)

よくある質問

[県政へのご意見のページ](#)




PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先から無料ダウンロードしてください。

このページに関するお問い合わせ

所属課室:健康福祉部健康福祉指導課調整指導室福祉人材班
電話:043-223-2606
ファクス:043-222-6294



[お問い合わせフォーム](#)

 [ページの先頭へ戻る](#)

最近閲覧したページ [機能の説明](#)

[介護職員等の喀痰吸引等の実施に伴う登録特定行為事業者の登録について](#) | [介護職員等の喀痰吸引等の医療行為について](#) | [健康福祉指導課 | 健康福祉指導課が掲載しているページの一覧](#) | [診療用エックス線に関する届出](#) | [許認可申請・届出](#) | [病院の届出](#) | [【医療法】病院等の施設の使用許可](#) | [松戸健康福祉センター\(松戸保健所\)](#) | [ちば健康福祉ブック](#)

[このホームページ\(ウェブサイト\)について](#) | [リンク・著作権・プライバシー・免責事項等](#) | [サイト運営の考え方](#)

千葉県庁 〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 電話番号:043-223-2110(代表)  [千葉県庁のご案内](#)  [県政へのご意見](#)

Copyright © Chiba Prefectural Government. All rights reserved.



介護職員等の喀痰吸引等の医療行為について

社会福祉士及び介護福祉士法の改正により、平成24年4月から介護職員等が喀痰吸引等の一定の医療行為が実施可能となります。

関連リンク

- [研修機関の登録](#)
- [事業者登録](#)
- [認定証発行](#)
- [厚生労働省「喀痰吸引等の制度について」外部](#)

1 制度の概要

1 実施可能な医療行為

- たんの吸引(口腔、鼻腔、気管カニューレ内部)
- 経管栄養(胃ろう・腸ろう、経鼻)

2 医療行為を行うことができる介護職員等の範囲

原則として、都道府県が登録した研修機関にて一定の研修を修了し、都道府県知事より認定証が発行された者。

3 事業者の登録

自らの事業の一環として、たんの吸引等の業務を行う者は、事業所ごとに都道府県知事に登録が必要です。

2 登録研修機関について

研修機関の登録については、こちらへ→[研修機関の登録の手続](#)へ
[登録されている研修機関一覧](#)

3 登録事業者について

事業者の登録については、こちらへ→[事業者登録の手続](#)へ - 74件
[登録されている事業者一覧](#)

4 認定特定行為業務従事者認定証について

介護職員等が医療行為を実施する場合には、県又は登録研修機関での研修終了後に認定証の交付を受けることが必要です。
 認定証の申請についてはこちらへ→[認定証の申請](#)

よくある質問

[県政へのご意見のページ](#)

このページに関するお問い合わせ

所属課室:健康福祉部健康福祉指導課調整指導室福祉人材班
 電話:043-223-2606
 ファクス:043-222-6294

